



※障害児程度区分

【区分3】 1～4の項目のうち「全介助」が3項目以上又は5の項目のうち「ある」が1項目以上

【区分2】 1～4の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は5の項目のうち「ときどきある」が1項目以上

【区分1】 区分3又は2に該当しない児童で、1～4の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上